

第 56 回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成 28 年 5 月 30 日（月）16:00～18:35

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 川崎 茂

(委 員) 西郷 浩、河井 啓希

(専 門 委 員) 岸本 淳平、小針 美和、納口 るり子

(審議協力者) 財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県

(調査実施者) 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱課長ほか
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐

(事 務 局) 総務省：横山大臣官房審議官

総務省統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更について」

5 概 要

前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項のうち、農業経営統計調査に係る事項について審議が行われた。その後、農業経営統計調査の「報告を求める者の変更」及び「報告を求める事項の変更」について審議が行われ、一部の事項については、農林水産省において再度整理し、その結果を次回部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

(1) 前回部会の審議において整理、報告等が求められた事項について

- ・ 本調査では、調査対象である個別経営体と組織法人経営体を区分して把握しているが、個別経営体の中には外形的に組織経営体と差異がないようなものや、組織法人経営体は会社組織だけでなく、NPO 法人など様々な形態の経営タイプがみられることについては認識している。しかし、農業経営体^(注)の区分については、構造面での分類方法とも関係が深く、他の統計との整合性や結果の継続性、施策上のニーズ等も含めた検討が必要であると考えている。

(注) 農業経営体とは、経営耕地面積が 30 アール以上又は 1 年間の農業生産物の総販売額が 50 万円以上など、一定規模以上の事業を行うものをいう。

- 今後、農業の担い手が施策の中心となっていく中で、その実態をより正確に捉えられる形となるような調査の方法について検討してほしい。
- 調査対象の区分については、今後も引き続き、施策ニーズを踏まえて検討してほしい。

(2) 報告を求める者の変更について

ア 「母集団名簿情報の変更」について

- ・ 母集団情報として、経営所得安定対策等加入申請者情報（行政記録情報）を利用する作物（二条大麦、六条大麦、はだか麦及びなたね）のうち、「なたね」のみが調査対象経営体に対する加入率が 100%ではなく 96%となっている。これは、なたねの生産費統計における調査対象の下限基準を作付面積 5 a 以上から 10 a 以上に変更することと関係しているのか。また、加入率が 100%となっていないことについて問題はないのか。
- これまでの下限基準である作付面積 5 a 以上で加入率をみた場合、小規模の経営体では未加入のところも多い状況がみられることから、もう少し加入率が下がることに

なるが、作付面積 10a 以上では加入率は 96% となっており、ほぼカバーしていることから問題ないものと考えている。

- なたねの加入率について、畑作物としての交付金対象者だけでなく、水田活用としての交付金対象者を含めるとカバレッジは上がるのではないか。
→ 加入率 96% の中には、水田活用としての交付金対象者も含んでいる。

イ 「標本設計の変更」について

- 1頭当たりの生乳収入について、本調査の経営統計の結果と他の統計による結果との間には、10%程度の差がみられるが、その原因は何か。
→ 他の統計による結果については、生乳価格は農業物価統計調査（一般統計調査）、1頭当たり乳量は畜産統計調査（一般統計調査）及び牛乳乳製品統計調査（基幹統計調査）の結果を用いて算出しており、それぞれ性格等の異なる各統計の結果を利用して計算していることが原因とみられる。しかし、データの傾向としては概ね一致していることから、特段問題ないものと考えている。
→ 各統計間で把握時点や概念が異なるため差が生じていると考えられるが、どちらの結果を利用するのかと問われれば、農林水産省としては、本調査の生産費統計を利用するということ。
→ 本調査の生産費統計の方が精度も高く、行政価格算定に利用されているところである。
- 営農類型別経営統計における目標精度及び標本数を示した表について、「目標精度（目標標本数）」欄を設けて目標精度及び目標標本数が混在する形で示していることや、目標精度について標準誤差率で何%という形で表記していないことから、非常に分かりにくいものとなっている。また、同様の表は農林水産省ホームページにも掲載されている。特に意図がないのであれば、対外的に示すものもあるので、誤解を招かないよう分かりやすい表記とすべきではないか。
→ 表中で目標精度を定めていない営農類型別の欄が空欄となってしまうため、便宜的な意味からカッコ書きで目標標本数を記載している。しかし、誤解を招くようであれば表記の仕方を見直したい。
- サンプルサイズを決定する場合は過去の調査結果を基に設計し、また、精度は実際の調査結果により決まる。このため、過去の調査結果と実際の調査結果との相関関係が強い営農類型については過去の調査結果を基に目標精度を設定してサンプルサイズを決定し、そうでない営農類型については過去の調査結果を基にサンプルサイズを決めてもあまり効果がないため、目標精度を設定せずにサンプルサイズを決定するという整理もあるのではないか。
→ そのような整理の方が分かりやすいと思われる所以、検討してほしい。
→ 今後は、ご指摘を踏まえた形で整理することとした。
- 近年、農林水産省の地方の統計職員が削減されている中で、本調査結果の精度に問題は生じていないのか。
→ 政策実施部局と協議しつつ、調査の重点化を図りながら標本数を減らしてきた経緯

があるが、現行の職員による調査で結果精度を維持しているものと考えている。こうした中で、平成 27 年度調査から調査員による調査を導入しており、調査員に対する様々な研修を実施し職員と同等の対応が図れるようにしていきたいと考えている。

- ・ 個別経営体における水田作経営の場合、10ha 以下の母集団数が減少し、30ha 以上の面積規模にシフトしている状況がみられる中、今後も規模階層区分について検討していく必要があるのではないかと考える。
 - これまでも政策面や実態に合わせて、小規模階層は抽出率を下げる一方、大規模階層は抽出率を上げる対応を探ってきたところであり、今後も状況に応じて検討していくと考えている。
 - 農畜産物生産費統計（個別経営体）の米について、水稻作付面積 30ha 以上の階層の標本数が都府県全体で 15 経営体となっているが、もう少し標本数が多くても良いのではないか。
 - 規模階層別の標本設計に当たって、階層別に 1 戸当たりの農業収益や生産費の平均値の分散（バラツキ）を考慮して、規模の大きいところの抽出率は高く、小さいところの抽出率を低くするなど標本数の最適配分が行われているものと理解してよいのであれば、標本数が少なくとも結果精度に特に問題はないのではないか。
 - 統計データの個別利用における組換集計を想定すると、もっと標本数が多い方が良いのかもしれないが、平均値を指標として考えれば、今回、目標精度を 1 % から 2 % に下げて現行案の標本数とすることについては、政策実施部局の理解を得ているところである。

（4）報告を求める事項の変更について

ア 「組織法人経営体に係る営農類型別経営統計において他の企業統計との比較に資する調査事項の変更」について

（ア）「損益計算書」について

- ・ 「(6) 事業外収支の内訳」を「(6) 営業外収支の内訳」及び「(7) 特別損益の内訳」に分けて把握することについては良いと考えるが、報告者の記入しやすさに配慮し、実際の損益計算書の勘定科目の並び順に沿って、一番最後に配置した方が良いのではないか。
 - 報告者が紛れなく記入する上で調査票のレイアウトをどうするかということにも関係するので、検討の上、次回の部会において回答してほしい。

（イ）「調査客体概況－事業従事者数」について

- ・ 「(7) 事業従事者数」のうち、「役員」は「構成員」の内数ということであれば、調査票のレイアウトを見直すなど、そのことが分かるようにしなくとも実査上問題ないのか。
 - 構成員以外から役員になる者もいることから、「役員」欄と「構成員」欄を分けた並列の形としているものである。
 - 報告者が記入に当たって紛れが生じないように、調査票のレイアウトを工夫するなり、注記を付すなどの対応が必要ではないか。
 - 注記を付すなど、しかるべき対応を行うこととしたい。

- ・ 「(7) 事業従事者数」の内訳として、企業において管理職及び一般職による把握が一般的である中、法人経営体においても同様に管理職と一般職を区分して把握することについて検討していただきたい。これは、内閣府の指標等において管理職の女性割合が示されるケースがみられることがあるが、農業における女性の就業率は他産業に比べて高い傾向にある中で、農業界としては女性が活躍していることを強くアピールする上でも必要な情報であると考えているためである。
 - 現段階では政策実施部局から把握に係るニーズは特段寄せられていない状況にある。また、本件については、まずは構造調査である農林業センサスにおいて把握する必要性について検討し、その結果同センサスを通じて所要のデータ等を把握することとなった場合、その状況を踏まえて、本調査における対応などについて検討していくことになるものと考えている。
 - 本件については、農林業センサスとの関係も含め、今後の課題として検討いただくべきものと考えられるが、今後の対応について検討の上、次回部会で回答してほしい。
- ・ 日本の農業は外国人の技能実習生により担われているといった実態がある中、事業従事者数において、外国人技能実習生はどのように整理されているのか。
 - 本調査は基本的に、農林業センサスと同じ定義で把握しており、常用雇用者、臨時雇用者とともに、外国人技能実習生を含める形で把握している。

イ 「調査客体概況－構成員の状況等」について

- ・ 組織法人経営体の構成員の状況等を把握する項目において、出身世帯については、出資者が農家世帯・非農家世帯のどちらが出資しているかを把握することが目的であれば、報告者が記入に当たって紛れが生じないよう、「出身世帯」ではなく、「出資世帯」あるいは「出資元世帯」といった表記とすることについて検討してほしい。
 - 紛れのない適切なものとなるようどのような表記とするか検討したい。

ウ 「調査客体概況－経営耕地面積等」について

- ・ 今回から組織法人経営体が使用する事務所、農機具倉庫、畜舎等の施設に利用している土地である「耕地以外の土地」の面積を把握することとしているが、畜舎や商業施設等様々な施設の土地面積が全て含まれてしまうことから、施設別にもう少し細かく分類して把握した方が良いのではないか。
 - 畜舎や倉庫等の施設の面積については、固定資産の状況として把握しているところであるが、今後、6次産業化に関連する様々な種類の施設等が増えてくれば、細分化して把握することについて検討することになるのではないかと考えている。

エ 「調査客体概況－営農類型別統計関連項目」について

- ・ 「オ 生産調整田面積」の記入注意について、「各調査対象経営体に割り当てられた面積ではなく、実際に生産調整を実施した田面積を記入してください。」としているが、今後、生産調整政策が転換され、生産調整の割り当てがなくなる地域も出てくることから、主食用米以外を作付けした面積を記入してほしいということなら、その趣旨が分かるよ

うな記載にすべきではないか。

→ ご指摘の趣旨を踏まえ、書きぶりについて検討したい。

6 次回予定

次回部会は、平成 28 年 6 月 20 日（月）16 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。